

付 議 第 4 号

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案 に係る意見聴取に関する議案

平成 27 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）第14条第1項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

平成27年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立塩見記念青少年プラザ
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市中秦泉寺365番地2
特定非営利活動法人たびびと
- 3 指定期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定について

1 施設の概要

施設所在地	高知市小津町6-4(敷地面積 540.66 m ²)		
施設の概要	鉄筋コンクリート5階建(S46 建築) (延床面積 1,086.83 m ²)		
利用者数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	21,938 人	25,807 人	26,442 人

2 指定管理者制度を導入した理由

本施設は、それまでの「県立小津青少年ふれあいセンター」(建物の管理は外部団体に委託)を青少年の皆さんにより気軽に利用してもらえるよう再整備したうえで、平成 16 年8月に「塩見記念青少年プラザ」として開館する際に、運営方法について検討を行った結果、民間事業者等が持つ能力やノウハウを活用して利用者サービスを向上していくことが、施設の設置目的を効果的・効率的に達成していけると判断し、導入した。

3 これまでの指定管理者の状況

- ・指定管理者制度導入 平成 16 年 8 月
- ・これまでの指定管理者 平成 16 年 8 月～平成 24 年 3 月 青少年育成高知県民会議
平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月 特定非営利活動法人たびびと

4 指定管理者制度導入の効果

施設を一元的に管理(使用料の減免の許可、行政財産の目的外使用に係る事務を除く)するほか、自主事業の企画から実施など、施設の設置目的である青少年の健全育成等に向けて効果的・効率的に取り組んでいる。

また、平成 24 年からは、指定管理者の提案により夏休み期間中の 8 月について通常休館している水曜日も開館するなどのサービスの向上を進めた結果、開館以降減少傾向にあった利用者数が増加に転じている。

5 今回の指定議案について

- ・次期指定期間 平成 27 年4月1日～平成 28 年3月 31 日(1 年)
※塩見記念青少年プラザは現在の建物の建替えのため平成 28 年度末までに一時閉館することを予定していることから、指定期間を1年としたもの。
- ・指定管理者募集期間 平成 26 年 11 月 21 日～平成 26 年 12 月5日(15 日間)
※当初、平成 26 年9月 12 日～平成 26 年 10 月 27 日までの間で募集を行ったが、応募者がなかったことから、再度公募を行ったもの。
- ・応募団体数 1 団体
- ・指定管理者選定審査委員会 平成 26 年 12 月 22 日
- ・指定しようとする団体 特定非営利活動法人たびびと
- ・管理代行料 16,484,000 円